

海外旅行保険の概要

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡保険金額の全額(*1)を被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定した場合には、指定された方にお支払いします。 (*1)保険金をお支払いする原因となったケガにより、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額からすでにお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	たとえば、 ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、その他の変乱(注) ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無資格運転・酒気帯び運転(酒酔い運転を含みます。) ⑥脳疾患、心神喪失 ⑦医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛 ⑧妊娠、出産、早産、流産または外科的手術等の医療処置 ⑨旅行開始前、旅行終了後に発生したケガ など (注)戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
傷害後遺障害	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度(第1級から第14級)に応じて傷害後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。 傷害後遺障害 × 100%~4% = 傷害後遺障害保険金額 (注)ただし、保険期間を通じて、傷害後遺障害保険金額が限度となります。	前記①~④に加え、 ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気 ・歯科疾病 など
疾病死亡	①海外旅行中に病気により死亡された場合 ②海外旅行開始後に発病した病気が原因で旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りません。) ③海外旅行中に感染した上記(*)の感染症(治療・救済費用に同じ)が原因で、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合	疾病死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定した場合には、指定された方にお支払いします。	前記①~④に加え、 ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気 ・歯科疾病 など
賠償責任	海外旅行中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 (注1)被保険者が所有・使用または管理している他人の財物に生じた損害に対する損害賠償責任はお支払いできません。 例:友人から借りたカメラを破損した場合または盗難にあった場合 (注2)レンタル業者より契約者または被保険者が直接借用した旅行用品・生活用品や、ホテルの客室・客室内の動産(セイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)、住宅等の居住施設内の部屋・部屋内の動産(戸室全体を賃借している場合を除きます。) (注3)被保険者が責任無能力者の場合で、当該責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いします。	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、損害の発生または拡大の防止および求償権の保全等に必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した緊急措置費用、訴訟費用・弁護士報酬等の費用についても保険金をお支払いできる場合があります。 (注1)賠償金額の決定には事前に弊社の承認を必要とします。 (注2)被害者は、被保険者の弊社に対する保険金請求について、先取特権(*)を有します。 (※)「先取特権」とは、賠償事故において保険事故の発生後に被保険者の方(加害者)が破産した場合でも、保険金請求権を被害者の方が他の債権者よりも優先して弁済を受けられる被害者救済措置のことをいいます。	前記③、④、⑥に加え、 ・保険契約者、被保険者の故意 ・職務遂行に直接起因する賠償責任 ・航空機、船舶(*7)、車両(*8)、銃器(*9)の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ・同居および一緒に旅行中の親族に対する賠償責任 ・受託品に関する賠償責任 など (*7)ヨットおよび水上オートバイはお支払いの対象となります。 (*8)レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービルはお支払いの対象となります。 (*9)空気銃はお支払いの対象となります。

海外旅行保険の概要

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>治療・救済費用</p>	<p>●傷害治療費用部分 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けられた場合</p> <p>●疾病治療費用部分 ①海外旅行開始後に発病した病気が原因で、海外旅行中または旅行終了後72時間以内に医師の治療を受けられた場合(ただし、その病気の原因が旅行中に発生したものに限りませす。)</p> <p>②海外旅行中に感染した特定の感染症(※)が原因で、旅行終了後からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(※)特定の感染症とは以下のものをいいます。 コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺炎候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症</p> </div>	<p>●傷害・疾病治療費用部分 1回のケガ、病気につき次の費用のうち現実に支出した金額で社会通念上妥当と認められる金額を治療・救済費用保険金額の範囲内でお支払します。(ただし、ケガの場合は事故発生の日からその日を含めて180日以内、病気の場合は医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限りませす。)</p> <p>①医師または病院に支払った診療関係・入院関係費用(緊急移送費、治療を要する場合において医師の指示によりホテルで静養する場合のホテル客室料などを含みます。)</p> <p>②治療のために必要となった通訳雇入費用、交通費</p> <p>③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ対象となります。)</p> <p>④入院により必要となった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(5万円限度)、a.とb.合計で20万円を限度とします。</p> <p>⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きませす。)</p> <p>⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用</p> <p>⑦法令に基づき、公的機関より病原体に汚染された場所または汚染された疑いがある場所の消毒を命じられた場合の消毒費用</p>	<p>●傷害治療費用部分 前記①～⑤、⑦に加え、 ・旅行開始前、旅行終了後に発生したケガなど</p> <p>●疾病治療費用部分 前記①～④、⑦に加え、 ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気 ・歯科疾病 ・旅行開始前に発病した病気(既往症) など</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(注)日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療を受けた時に支出した費用については保険金をお支払いできません。</p> </div>
	<p>●救済費用部分 海外旅行中に被保険者が、 ①事故によるケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②事故によりケガをされ、または発病した病気により3日以上継続して入院された場合(*2) ③病気により死亡された場合 ④発病した病気により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(*2) ⑤搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山中に遭難された場合 ⑥被った事故により生死が確認できない場合、緊急捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(*2)旅行中に医師の治療を開始した場合に限りませす。</p>	<p>●救済費用部分 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が現実に支出した次の費用で社会通念上妥当と認められる金額を、1回のケガ、病気、事故につき治療・救済費用保険金額の範囲内でお支払します。</p> <p>①捜索救助費用 ②救済者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救済者3名分まで)(*3) ③救済者のホテルなど宿泊施設の客室料(救済者3名かつ1名につき14日分まで)(*3) ④救済者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計で20万円まで) ⑤現地からの移送費用(*4) ⑥遺体処理費用(100万円まで)</p> <p>(*3)被保険者の生死が判明した後に発生した費用は対象になりませす。 (*4)払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害・疾病治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きませす。</p>	<p>●救済費用部分 前記①、③、④、⑦に加え、 ・自殺行為(死亡された場合を除きます。)、犯罪行為、闘争行為 ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気による入院 ・歯科疾病による入院 ・無資格運転・酒気帯び運転(酒酔い運転を含みます。) ・麻薬等使用中の運転中に生じた事故による入院(無資格・酒気帯び運転による事故で死亡された場合を除きます。)</p> <p>・旅行開始前、旅行終了後に発生したケガ など</p>

海外旅行保険の概要

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>携行品損害</p>	<p>海外旅行中に携行する、被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り入れた身の回り品(カメラ、衣類、航空券、旅券等)(*10)が盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 (*10)現金、小切手、クレジットカード、定期券、コンタクトレンズ、各種書類、サーフィン・ウインドサーフィン等の用具等は含みません。また、被保険者が滞在する居住施設内(一戸建て住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は当該戸室内)のもの、別送品、自動車などの付属品、データなどの無体物、動植物、商品や業務の目的のみに使用される什器なども保険の対象に含まれません。</p>	<p>携行品一つ(1点・1組または1対)あたり10万円(乗車券・航空券の場合は合計5万円)を限度とし、時価額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。お支払いする保険金は、携行品損害保険金額をもって保険期間中の限度とします。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。 (注)運転免許証の盗難については再発給手数料を、旅券については5万円を限度に再発給費用(現地にて負担した場合に限り)を、交通費、宿泊費を含みます。)をお支払いします。</p>	<p>前記①、③、④に加え、たとえば、 ・無資格運転・酒気帯び運転(酒酔い運転を含みます。)・麻薬等使用中の運転 ・携行品のかし(欠陥)または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・携行品の置き忘れまたは紛失 ・山岳登山、ハングライダーなどを行っている間に生じた用具の損害 ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押え、破壊等の公権力の行使(ただし、火災消防・避難に必要な処置、空港等で安全確認検査のためにスーツケース等の錠を破損された場合はお支払いの対象となります。) など</p>
<p>航空機寄託手荷物遅延等費用</p>	<p>乗客として搭乗する航空機到着後6時間以内に、航空会社に寄託した手荷物が目的地に運搬されなかった場合</p>	<p>1回の事故につき10万円を限度に到着後96時間以内に目的地で支払った衣類・生活必需品購入費等に対し、保険金を支払います。ただし、当該手荷物の到着以降に支払った費用に対しては保険金をお支払いできません。</p>	<p>・保険契約者、被保険者、保険金受取人の重大な過失または法令違反 ・地震、噴火またはこれらによる津波 など</p>
<p>航空機遅延費用等</p>	<p>① 乗客として搭乗予定の航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休等により、出発予定時刻から6時間以内に代替機が利用できない場合 ② 搭乗した航空機の遅延等により乗継地から出発する搭乗予定の航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合</p>	<p>1回の事故につき2万円を限度に、被保険者が支出したホテル客室料、食事代、交通費等の費用のうち、社会通念上妥当と認められる金額に対し、保険金をお支払いします。</p>	
<p>旅行中の事故による緊急費用</p>	<p>海外旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故(*11)がもとで、被保険者が費用の負担を余儀なくされた場合 (*11)公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社(ツアーオペレーターを含みます。)により、その発生の証明がなされる場合に限りです。</p>	<p>被保険者が負担を余儀なくされた下記の費用をお支払いします(*12)。 ①交通費、②ホテル等客室料、③食事代、④国際電話料等通信費、⑤渡航手続費、⑥旅行サービスの取消料、⑦身の回り品購入費で社会通念上妥当と認められる通常負担する金額。ただし、③食事代については次のa.またはb.のいずれかに該当した場合に、⑦身の回り品購入費については次のc.に該当した場合に限りお支払いします。 a.搭乗予定航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務のかしによる搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できないとき。 b.搭乗した航空機の遅延等により、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地へ到着時刻から6時間以内に代替機を利用できないとき。 c.被保険者が乗客として搭乗する航空機の到着後6時間以内に、航空会社に運搬を寄託した手荷物が、目的地に運搬されなかった場合で、航空機が当該目的地に到着してから96時間以内に費用を負担したとき。 (*12)①～⑥の合計で旅行中の事故による緊急費用保険金額を保険期間中の限度とします。(ただし、③食事代については旅行中の事故による緊急費用保険金額の10%が保険期間中の限度となります。)また、⑦身の回り品購入費については、別途、旅行中の事故による緊急費用保険金額の2倍を保険期間中の限度とします。 (注)上記費用の発生または拡大の防止に要した費用のうちで、社会通念上必要または有益であったと認められる費用等についても保険金をお支払いできる場合があります。</p>	<p>前記①～⑤、⑦に加え、たとえば、 ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の法令違反 ・地震、噴火またはこれらによる津波 ・歯科疾病 ・運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休 ・山岳登山、ハングライダー、自動車等の乗用具による競技・試運転、航空機操縦などを行っている間に生じたケガ など</p>